

湖西市市民活動補助金

（旧文化の香るまちづくり事業補助金）Q & A

応募について

Q1 補助金に応募すれば、必ず補助金をもらえますか。

必ずではありません。応募締め切り後に行われる審査を通過しなければなりません。スタート事業では、審査委員による書類審査によって審査します。

Q2 設立から2年を超え5年以内の団体は、スタート事業と協働チャレンジ事業の両方に応募することができるのでしょうか。

どちらか一つのメニューを選択し、応募することができます。

Q3 対象団体の条件に、「スタート事業は設立後5年以内の団体」「協働チャレンジ事業は設立後2年を超える団体」とありますが、いつの時点で判断するのですか。

毎年4月1日現在が判断の基準になります。

例) 令和7年度募集分であれば令和7年4月1日現在

Q4 補助の対象となる団体の条件として「市内に事務所を置き、主として市内で市民活動を行っていること。」となっていますが市外に事務所のある団体が湖西市内で活動する場合には対象とならないのですか。

そのとおりです。市内を拠点とする市民活動団体を増やすことを目的の一つとして条件を決定しました。

Q5 補助の対象とならない事業に「湖西市の他の制度の補助金等を受けているもの」とありますが、市から補助金を受けている場合は、申請できないということですか。

そのとおりです。応募する事業に湖西市が交付する他の補助金等を受けている場合は、申請ができません。ただし、国や県、民間の補助金の場合は、相手方の補助金の要件が許せば申請することができます。

Q6 スタート事業に応募しようと考えていますが、プレゼンテーションをする必要はありますか。

必要ありません。しかし、市職員によるヒアリングで事業について詳しく伺います。また、審査委員会による書類審査を行うので、質問事項が届くことがあります。

Q7 団体を立ち上げたばかりで事業が補助対象かどうか分かりません。

補助対象となるかどうかも含めて、事前相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

Q8 スタート事業は市と協働する必要はありますか。

必須条件ではありませんが、協働したい場合はご相談ください。

Q9. これまでに「旧：まちづくりスタート事業」の交付を受けたことのある団体は、「スタート事業」にもう一度申請することができますか。

これまでに「まちづくりスタート事業」の交付を受けた団体は、再度「スタート事業」に応募することはできません。

対象経費について

Q10 補助対象経費の中に備品購入費が入っていませんが対象ではないのですか。

そのとおりです。団体の財産となる備品については、補助対象外です。

Q11 団体構成員に対する人件費は対象になりますか。

下記4点の条件を満たす場合は対象となります。ご不明な点は事前にご相談ください。

- ①団体構成員に対する賃金は、補助対象事業の開催当日分の従事のみ対象とする。
- ②静岡県の最低賃金額（現在は984円）を対象とする。
- ③報償費及び人件費の合計額は、補助対象経費の総額の50%以内とする。
- ④市・県民税の特別徴収に関する確認のため「様式第4号_特別徴収確認書」を提出することができる。

Q12 事業実施にあたり団体構成員が自家用車を使用した場合の交通費は対象となりますか。

対象となります。その場合の交通費の算出方法は、単価(37円/km)×距離(出発地から目的地までの最短経路)としてください。1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。また、複数人で乗合せた際には運転手の分のみが対象となります。

例：出発地から目的地までの最短経路が片道1.8kmの場合
距離 1.8km×2（往復）=3.6km÷3km（1km未満の端数切捨て）
金額 37円×3km=111円

Q13 団体の会員が所有している自動車等を借りた場合に補助対象経費になりますか。

条件によっては対象となりますが事前にご相談ください。

Q14 機材のキャンセル料は補助対象経費になりますか。

自己都合によるものは対象外となりますが、自然災害などやむをえない事情の場合は、ご相談ください。

Q15 10月に事業を実施するために、事前準備として7～9月（交付決定前）に発生した経費は補助事業の対象になりますか。

対象となりません。対象となるのは、補助金交付決定後に発生した経費です。交付決定には団体からの交付申請が必要です。

Q16 事業実績報告書提出の際、領収書は必ず添付しなければならないのですか。また、それは原本でなければいけませんか。

領収書は必ず添付してください。その場合、原本ではなく必ず写し（コピー）又はPDFデータを提出してください。また、振込みの場合はその振り込んだ事実のわかる書類（振込み控えなど）や支払内容の分かる書類（請求明細等）の写しを添付してください。

Q17 事業途中で、変更承認申請が必要なのはどのような場合ですか。

変更承認申請に関する基準は以下のとおりです。変更承認申請は「事業の実施前」に書類の提出が必要となりますので、計画や予算に変更が生じることが分かった場合は、早めにご相談ください。

【変更手続きが必要な場合】

- ・事業費（補助対象事業に要する経費）の総額の20パーセントを超える金額の変更をするとき。
- ・補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。
- ※事業費が増額となっても補助金の当初の交付決定額が増額することはありません。

【変更手続きが不要な場合】

- ・事業費（補助対象事業に要する経費）の中での収支予算の費目の変更
- ・申請した事業の目的の範囲内での変更（講師・会場・日付・実施回数）など

Q18 応募書類がなかなか書けないのですが、相談できる場所がありますか。

個別相談を受け付けています。書類が未整備でも結構ですので、お問い合わせください。

Q&A に載っていない質問など、お気軽にお問い合わせください！

【お問い合わせ】湖西市 市民課 協働共生係

電話：053-576-1213 FAX：053-576-4880 Eメール：kyodo@city.kosai.lg.jp

